

町独自
支援

ストップコロナ対策事業 受付を開始しています！

赤ちゃんから学生までを対象に1人当たり2万円を支給します

ごうど 子ども未来応援金

以下に当てはまる世帯が支給対象となります。
申請が必要な場合がありますのでご注意ください。

子育て世帯（出生児から高校生世代まで）

神戸町で児童手当を受給している方は、申請不要です。公務員の方、及び高校生のみを養育している方等は、申請書を送付しておりますのでご返送ください。

大学生や専修学校生等を持つ世帯（申請が必要です）

対象者
(申請できる方)

大学等で修学する学生を経済的に支える割合が高い(学費等を負担している)父母
※父母が町に住民登録（令和4年11月30日時点）されている世帯が対象です。
※学生が町外在住でも、父母が神戸町に住民登録されていれば対象となります。

大学等とは、学校教育法に基づき設置された大学（短期大学、大学院を含む）・高等専門学校（第4学年以上に限る）・専修学校（専門課程（専門学校）に限る）、大学受験予備校などです。

申請期間

令和4年12月1日（木）～ 令和5年3月10日（金）

申請方法

子ども家庭課(窓口⑦)に持参又は郵送（当日消印有効）※申請書は担当課及び町HPで配布
(いずれも令和4年11月30日時点で有効のもの)

必要書類

- ・申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等）
 - ・学生証(表裏 両面)又は大学等が発行する在学が確認できる書類の写し
 - ・申請者本人名義の通帳見開き部分の写し又はキャッシュカードの写し
- ※学生名義の口座に振り込むことはできません。必要に応じ、その他の書類を提出していただくことがあります。



▲町HP

子ども家庭課 ☎27-0176

売上減少した事業者に交付金を支給します

頑張れ!ごうど事業者応援金

以下に当てはまる中小企業者が対象です。
支給には申請が必要です。

交付額

法人:10万円

個人事業者:5万円

対象者

令和3年12月1日以前から1年以上継続して町内で事業を営んでおり、今後も継続して神戸町内で事業を営む意思がある中小企業者（法人及び個人事業者）。
主たる事業の収入が令和元年～3年のいずれかで年間120万円を超える事業者で、次の(1)または(2)に該当し、町税に未納が無いこと。

要件



- (1)令和3年11月1日から令和4年11月30日までの間に、岐阜県中小企業資金融資制度の融資を受けることを目的とし、町から「セーフティネット保証4号」の認定を受けた中小企業者（法人及び個人事業者）。
- (2)令和3年11月1日から令和4年11月30日までの間で、申請者が任意に指定した連続する3か月間の事業収入(売上)の合計額が、前年（1年前）、又は前々年（2年前）、3年前同期のいずれかの合計額と比べて20%以上減少している中小企業者（法人及び個人事業者）。

申請方法等の詳細は町HPをご確認ください。



▲町HP

まちづくり戦略課 ☎27-0172